

食品衛生法改正懇談会 開催要綱

1 趣旨

平成 15 年に食品衛生法の改正が行われて以来、現在に至っているが、近年では、単身高齢者や共働き世帯の増加等の人口構造の変化や、平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、我が国の食品衛生管理水準を国際標準と整合的なものとするなどが求められているなど、食品安全をめぐる環境に変化が見られる。

このような状況に鑑み、今般、有識者を参集し、これまでに行われた「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」や「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」での検討結果を踏まえつつ、幅広い観点から、中長期的に取り組むべき事項を含め、食品衛生法の改正の方向性等の検討を行う。

2 検討事項

食品安全をめぐる環境変化などを踏まえた食品衛生法の改正の方向性等

3 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会には座長及び座長代理を置く。座長は、懇談会を代表し、会務を統括する。
- (3) 懇談会の庶務は、医薬・生活衛生局食品基準審査課及び食品監視安全課の協力を得て、生活衛生・食品安全企画課において行う。
- (4) 会議は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日ホームページにおいて公表する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (5) この要領に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、座長が懇談会の構成員の了承を得て定める。

食品衛生法改正懇談会 構成員

(五十音順、敬称略)

氏 名 所 属

朝倉 宏 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長

浦郷 由季 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長

大前 和幸 慶應義塾大学名誉教授

片野 緑 日本生活協同組合連合会組合員活動部グループマネージャー

◎ 川西 徹 国立医薬品食品衛生研究所長

○ 桑崎 俊昭 公益社団法人日本食品衛生協会専務理事

中村 重信 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長

花澤 達夫 一般財団法人食品産業センター専務理事

浜田 陽子 料理研究家／株式会社スタジオコーディー代表取締役

平沢 裕子 産経新聞東京本社 編集局 文化部 記者

森田 満樹 一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表

横田 明美 国立大学法人千葉大学大学院社会科学研究院准教授

◎ : 座長

○ : 座長代理